

えひめ

商工会

だより

No.312
2020.11



写真提供:津島町商工会(宇和島市)

Contents

- GoTo Eatキャンペーン
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について
- 持続化給付金・家賃支援給付金
- 令和3年経済センサス 活動調査
- GoTo トラベル地域共通クーポン
- 新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度
- 小規模事業者持続化補助金

表紙 写真提供:津島町商工会(宇和島市)

宇和島市津島町に伝わる郷土料理「六宝」
（おさえておきたい愛媛のグルメ）
（宇和島市津島町）
醤油、味醂、酒、砂糖、胡麻、生卵の6つの調味料を使用することから「六宝」と名付けられました。
少し甘めのタレに漬け込まれた新鮮な刺身は白いご飯によく合います。
有名な「宇和島鯛めし」と似ていますが、「六宝」は鯛以外の魚もよく用いられ、刺身をそのまま使う宇和島鯛めしとは異なり、混ぜた調味料に刺身を漬け込むという点が特徴です。
津島町の旅館・飲食店で味わうことができます。

■編集・発行/愛媛県商工会連合会 〒790-0065 松山市宮西1-5-19 TEL 089-924-1103

■発行者(代表) E-mailアドレス:soumu@esci.or.jp ■印刷/セキ株式会社

〈URL〉 <https://ehime-sci.jp/>

飲食業の方へ

愛媛で食べよう Go To Eat キャンペーン
加盟店舗募集中!

愛する愛媛を元気に!

愛媛で食べよう
Go To Eat
キャンペーン

25%
お得!

加盟登録
無料

愛媛県
イメージアップ
キャラクター
みきゃん

キャンペーン概要

プレミアム付えひめの飲食券を消費者に利用してもらうことで、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みながら頑張っている飲食店と食材を供給する農林漁業者を応援するキャンペーンです。



飲食券
利用期間

令和2年**10月30日**(金)～令和3年**3月31日**(水)

※プレミアム付えひめの飲食券の販売期間は令和2年10月23日(金)から令和3年1月31日(日)まで。

県内の百貨店・スーパー・郵便局など**約100カ所**で販売予定

参加条件

申込店舗にて下記条件①②③の全てに対応が必要です。詳しくは申込み用紙に添付されている誓約事項をご覧ください。複数店舗ある場合は、店舗ごとのお申込みが必要です。※お申込み後に審査があります。

条件①

愛媛県内の
飲食店であること

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第4項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第11項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていること。

条件②

新型コロナウイルス
感染症対策の実施

※農林水産省から公表されている感染症対策を実施していただきます。

条件③

加盟店舗で
あることの掲示

※事務局から送付するポスター・POPなどを指示通り掲示していただきます。

※農林水産省から届く感染症対策の店頭ツールを掲示していただきます。※新型コロナウイルス感染症対策の詳細については本キャンペーンの特設サイトをご覧ください。※「えひめコロナお知らせネット」に登録し、QRコードを取得の上、店内に掲示していただきます。※ご参加いただけるのは、店内での飲食を提供する店舗に限ります。※キャンペーン期間中、新型コロナウイルス感染症対策に関する現地調査を行い、条件に満たない場合には、加盟登録の取り消しを行うことがあります。※キャンペーンに関する詳細は、登録完了後「参加マニュアル」としてお送りいたします。

換金について

回収した利用済飲食券を事務局に郵送していただきます。飲食券の回収締め切りは、毎月15日と月末日とし、原則15日サイクルで集計作業を行い対象加盟店に入金します。※最終の換金は令和3年4月15日(木)までの到着分を4月30日(金)に入金します。

月2回のお支払い(振込手数料は事務局負担)

15日締め/当月末日払い

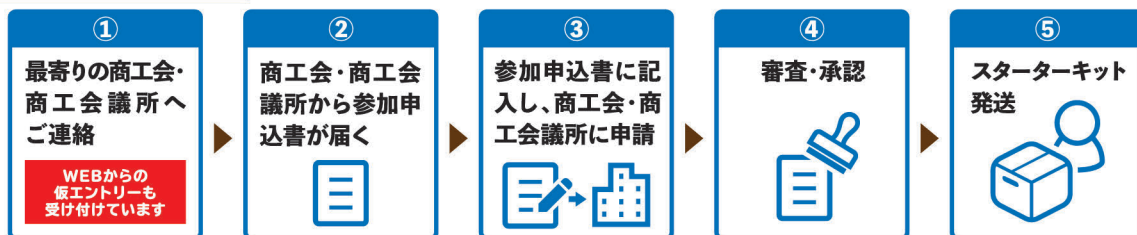
※15日までに事務局に到着した利用済飲食券のお支払いは当月末日に行います。

月末締め/翌月15日払い

※月末までに事務局に到着した利用済飲食券のお支払いは翌月15日に行います。

キャンペーン加盟店舗へ飲食券返信用の封筒(送料は事務局負担)をお送りします。

お申込みの流れ



商工会・商工会議所会員の方には、②の参加申込書が届きます。WEBからの仮エントリーは不要です。

加盟店登録には商工会・商工会議所による審査・承認が必要となります。

キャンペーンの詳細はGo To Eat キャンペーン愛媛事務局(TEL:089-945-3221)へお問合せください。

お申し込みに関するお問合せは最寄りの商工会・商工会議所へご連絡ください。

県内の商工会・商工会議所一覧									
	市町名	対象地区	団体名	TEL		市町名	対象地区	団体名	TEL
東予地区	四国中央市	旧伊予三島市、旧川之江市、旧新宮村	四国中央商工会議所	0896-58-3530	南予地区	大洲市	旧大洲市	大洲商工会議所	0893-24-4111
		旧土居町	土居町商工会	0896-74-5889			旧長浜町	長浜町商工会	0893-52-0311
	新居浜市	全地区	新居浜商工会議所	0897-33-5581			内子町	旧脇川町、旧河辺村	川上商工会
	西条市	旧西条市、旧東予市	西条商工会議所	0897-56-2200		全地区		内子町商工会	0893-44-2166
		旧小松町、旧丹原町	周桑商工会	0898-68-7244		八幡浜市	旧八幡浜市	八幡浜商工会議所	0894-22-3411
	今治市	旧今治市、旧朝倉村、旧玉川町、旧関前村	今治商工会議所	0898-23-3939			旧保内町	保内町商工会	0894-36-0519
		旧波方町、旧大西町、旧菊間町	越智商工会	0898-53-3853		伊方町	全地区	伊方町商工会	0894-38-0809
		旧吉海町、旧宮窪町、旧松方町、旧上灘町、旧大三島町	しまなみ商工会	0897-86-2130		西予市	全地区	西予市商工会	0894-62-1240
	上島町	全地区	上島町商工会	0897-75-3074			旧宇和島市	宇和島商工会議所	0895-22-5555
		中予地区	松山市	旧松山市		松山商工会議所	089-941-4111	宇和島市	旧吉田町、旧三間町
旧北条市	北条商工会			089-993-0567	旧津島町	津島町商工会	0895-32-2215		
旧中島町	中島商工会			089-997-0218	鬼北町	全地区	鬼北町商工会	0895-45-0813	
東温市	全地区		東温市商工会	089-964-1254		松野町	全地区	松野町商工会	0895-42-0505
久万高原町	全地区		久万高原町商工会	0892-21-2061	愛南町	全地区	愛南町商工会	0895-73-0700	
松前町	全地区		松前町商工会	089-984-1427		 WEBからの仮エントリーはこちら https://www.goto-eat-ehime.com/entry.html 本イベントの内容や募集条件については予告なく変更する場合がございます。			
砥部町	全地区		砥部町商工会	089-962-2148					
伊予市	旧伊予市		伊予商工会議所	089-982-0334					
	旧中山町、旧双海町		双海中山商工会	089-967-0197					

お問合せ先

Go To Eat キャンペーン
愛媛事務局

TEL:089-945-3221 平日 11:00~20:00

E-mail:info@goto-eat-ehime.com

URL:https://www.goto-eat-ehime.com

※土曜・日曜・祝日・年末年始(令和2年12月29日(火)~令和3年1月3日(日))を除く

Go To Eat 愛媛

検索



B002

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受け取ることができなかった方に対し、本支援金・給付金を支給しています。令和2年8月1日以降における休業に係る休業支援金・給付金の申請期限は、次のとおりです。

休業した期間	受付開始日	締切日（郵送の場合は必着）
令和2年8月	令和2年9月1日（火）	令和2年11月30日（月）
令和2年9月	令和2年10月1日（木）	令和2年12月31日（木）

本支援金・給付金は労働者本人が申請をする制度ですが、申請に際しては事業主が記載する欄があります。

厚生労働省ホームページ：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

持続化給付金・家賃支援給付金の申請がまだお済みではない方へ

持続化給付金・家賃支援給付金の申請期限は、いずれも令和3年1月15日までです。

給付の対象であり、申請がお済みでない方は、下記のURLまたはQRコードより申請が可能です。（電子申請が原則となります。）一度給付を受けた方は申請することができません。

ご不明な点等ございましたら、最寄りの商工会へお問い合わせください。

【対象要件】※給付対象者の特例もありますので、詳しくはガイダンスをご確認ください。

・持続化給付金 **法人は最大200万円、個人事業者は最大100万円が支給されます。**

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少
- 2) 今後も事業を継続する意思がある者
- 3) 法人の場合は、①資本金の額または出資の総額が10億円未満、又は
②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下

・家賃支援給付金 **法人は最大600万円、個人事業者は最大300万円が支給されます。**

- 1) 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者（医療法人、農業法人、NPO法人等も幅広く対象）
- 2) 5～12月の売上高について
 - ①ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少
 - ②連続する3ヶ月で30%以上減少
- 3) 自らの事業のために占有する土地、建物の賃料を支払い

【ホームページ・QRコード】

・持続化給付金ホームページ
<https://www.jizokuka-kyufu.jp>



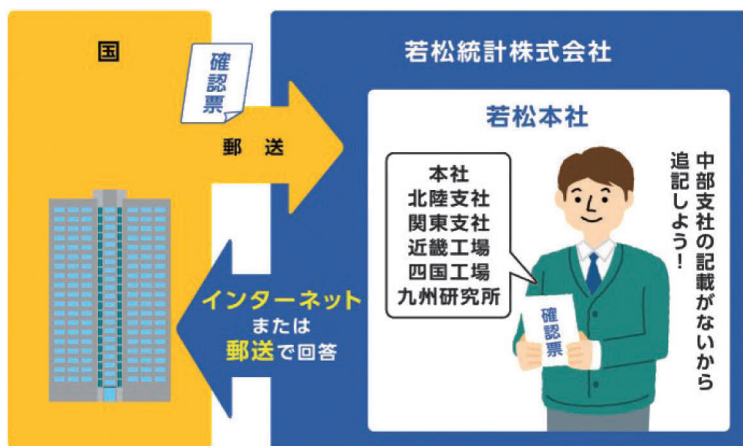
・家賃支援給付金ホームページ
<https://yachin-shien.go.jp/index.html>



令和3年経済センサス - 活動調査の実施に先立ち 「企業構造の事前確認」を行います。

- ▶令和3年6月に実施する経済センサス-活動調査を正確かつ円滑に実施するため、支社等を有する企業の本社あてに、令和2年10月下旬から順次「企業構造の事前確認」を行います。
- ▶郵送された「企業構造の事前確認票」に印字されている内容をご確認の上、ご回答よろしくお願いいたします。

総務省・経済産業省



商工会WEBセミナーのご案内

愛媛県商工会連合会のホームページからご利用いただけます。お好みのセミナーをご視聴いただけます。

ご利用方法

- ①下記のQRコードを読み取り
- ②ご利用の際は、IDとパスワードが必要となります。
お近くの商工会へお問合わせください。

【専用QRコード】



商工会会員向け保険相談会のご案内

会員の皆様、『リスク管理』は大丈夫ですか？

<こんなお悩みにお答えします>

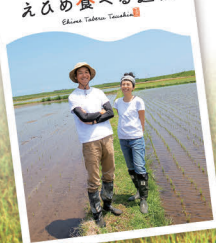
- ・加入している保険内容を詳しく知りたい
- ・固定費の削減をしたい
(固定費の中で保険料の占める割合が大きいのでは?)
- ・更新時期が近づいている
(掛け金が大幅に増える)
- ・今後に不安がある
(今のまま掛け続けたら、老後の資金が足りない)
- ・ライフスタイルの変化
(子供も大きくなった・家族がふえた)
- ・事業承継の対策をしたい
(相続が争族にならないために)



環境の変化により、必要なリスクの備えも変化します。
定期的な共済・保険の確認はとても大切です。

お問い合わせは、最寄りの商工会まで

えひめ食べる通信



つくる人と食べる人をつなげることから始めます

えひめ食べる通信

Ehime Taberu Tsushin

2020年11月号

西条市小松町
首藤元嘉さんの

自然栽培の新米

11/7まで
定期購読
受付中!

えひめ食べる通信は
隔月(奇数月)発行
情報誌+食べもの
2,500円
(税別)
+送料

「えひめ食べる通信」は、
「情報誌」と「食べもの」が
セットで定期的に届く食べ
ものの付き定期購読誌です。

お申し込みはWebで
<https://ehime-taberu.com>
えひめ食べる通信 検索



GoToトラベル地域共通クーポン 取扱店舗募集のご案内

地域共通クーポンは、旅行者が旅行期間中に限り旅行先の土産物店等で使用できる金券として、地域の土産物店、飲食店、観光施設など幅広い業種を対象とし、全国で広くご利用できる地域共通クーポンとなっております。各店舗でお客様が商品券を使用して買い物やサービスを受けるためには、取扱店舗登録が必要となります。

クーポン
取扱期間

令和2年10月1日～令和3年2月1日（予定）

対象店舗

全国における土産物店・飲食店・観光施設・交通機関など

申込方法

『GoToトラベル事業者向け申請サイト』
<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

【お問い合わせ】GoToトラベル事務局 事業者向けコールセンター
TEL：0570-017-345（平日10時～19時まで／年中無休）

GoToトラベルに関する情報は
下記のURLまたはQRコードより
ご覧いただくことができます。

また、宿泊業の方で対象施設の
申請をご希望の場合も同様にホー
ムページにて行うことができます。

【GoToトラベルホームページ】
<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>



新型コロナウイルス感染症特別貸付に係る特別利子補給制度について

本制度は、対象となる貸付制度の融資を受け、かつ、事業規模等に応じた売上高の減少要件を満たした事業者に対し、3年間の利息相当分が一括して助成される制度であり、対象事業者が申請書類を直接提出することで、利子補給を受けられます。

今後、新型コロナウイルス対策マル経等の対象となる貸付制度の融資（対象となる貸付制度に遡及適用をしたものを含む。）を受けた公的金融機関等より、対象事業者に対して、直接、申請書類が郵送等により順次交付されます。

対象制度	コロナ特別貸付、コロナマル経等（日本公庫）
対象要件	個人事業主：要件なし、小規模事業者：売上高▲15% 中小企業者（上記以外）：▲20%
申請期限	令和3年12月31日（当日消印有効）

【特別利子補給制度の問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

TEL：0570-060515（受付時間：平日・土日祝日 9：00～17：00）



低コスト
市町
振興資金

当面返済不要
ホールド
5000

中小企業の資金繰りを
サポートします！



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

LINE



友だち募集中

本所 松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン ☎ 089-931-2111（代表）

支所／新居浜・今治・八幡浜・宇和島

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>

地域の再活性化に取り組みましょう

小規模事業者持続化補助金

ブランド力を高めたい
商品を宣伝したい
HPを開設したい

【一般型・締切日】第4回：令和3年2月5日(金)〈当日消印有効〉

本補助金は小規模事業者等が地道な販路開拓や生産性向上等に取組む費用を補助するものです。

また、事業再開枠では消毒液やマスク等の感染防止対策に係る費用も補助されます。

詳細はホームページをご覧ください。 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

補助上限：50万円 補助率：3分の2

事業の取組例・・・店舗の改装、トイレの改装、HP作成、チラシ、
カタログの作成など

特定創業支援等(50万円上乘せ)

指定条件：2020年1月1日以降開業
または市町による創業支援

特例事業者(50万円上乘せ)

指定条件：特定ガイドライン
に該当する事業者



事業再開枠※

補助上限：50万円
補助率：定額
(取組例)

アクリル板の施工費
空気清浄機購入など

※ 事業再開枠のみの申請はできません。

補助金を活用しましょう

地震共済（地震危険補償特約）の取扱をはじめました。

住宅や店舗・事務所・工場などの **事業用建物** にも加入できます。

※加入の条件

- 昭和56年6月以降に建築された建物
- 火災共済とのセット契約

お問合せ・お申込は、地元商工会へ

— 県共済 —

愛媛県火災共済協同組合

電話 (089) 945-1313 FAX (089) 932-7602



あなたの“未来”応援します！



国の教育ローン

ご融資額 350万円以内（お子さま1人あたり）

ご相談はお早めに！

1月下旬から2月にかけて窓口がたいへん混み合います。
お早めにご相談ください。

＜お問い合わせ先＞

松山支店 089-941-6148
新居浜支店 0897-333-9101
宇和島支店 0895-222-4766

ご入学前の
まとまった費用
の準備が可能！

固定金利
長期返済なので
安心！

35年以上の
取扱実績！

詳しくはWebで！

国の教育ローン

検索

くわしくはこちら！



JFC 日本政策金融公庫

最低賃金改正のお知らせ

愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される「愛媛県最低賃金」を改正し、10月3日から施行することとしました。10月3日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間793円以上としなければなりません。

■留意点

- ・愛媛県内に派遣されて働く派遣労働者についても適用されます。
- ・最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

■問い合わせ先 愛媛労働局 賃金室 (電話 089-935-5205)

愛媛県最低賃金
10月3日から
793円

小規模企業の
会社役員の
みなさまへ

＼ 会社の役員なら ＼

小規模企業共済

小規模企業の会社等役員の方が
廃業や退職後の生活資金事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
国が作った制度なので、安心・安全です。

制度の
特長

小規模企業等の 会社役員なら加入可能

建設・製造・運輸・サービス業(宿泊業・娯楽業に限る)等は常時使用する従業員の数が20名以下の会社役員等。

代表者以外の 会社役員でも加入可能

代表者以外の会社役員の方でも商業登記簿謄本に役員登記されている方ならどんなにでも加入可能。

役員なら受け取れる 大きなメリット

小規模企業共済制度には積立時・受取時ともに大きなメリットが受けられます。詳細は下記をご覧ください。

個人事業主、
会社代表者の方も
もちろん
加入できます

制度のメリット

掛金は全額所得控除

掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

受取時も税制メリット

共済金の受取は一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

Be a Great Small.
中小機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

検索

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

商工会の支援制度を活用しましょう

愛媛県では令和2年4月1日から

自転車損害賠償保険等への加入が義務化されました！

福祉共済

「けが」の補償

(2000円・3000円・4000円)

には、

個人賠償責任保険

(最高2億円まで補償)

が付いています！

さらに!!
示談交渉
サービス
付き



自転車保険の種類

自転車事故に備える保険を確認しよう！

自転車保険の種類はさまざまです。保険代理店や最寄りの自転車販売店に問い合わせましょう！

保険の種類	概要	事故の相手			自分
		生命・身体	財産	生命・身体	生命・身体
個人賠償責任保険	自動車保険の特約、火災保険の特約、傷害保険の特約	○	○	○	×
傷害保険		×	×	×	○
TSマーク付帯保険	自転車安全整備店で購入又は整備を行い、合格した自転車に付与されるもの (保証期間は1年)	○	×	○	○
自転車保険	※保険会社や保険の種類にもよるが、個人賠償責任保険と損害保険がセットになったものが多い。 各損害保険代理店、自転車保険の取扱いがある銀行の窓口、インターネットや通信販売、一部のコンビニなど	○	○	○	○
団体保険	会社などの団体保険、PTAや学校が窓口となる保険	保険会社や保険の種類による			
共済	全労済、県民共済の特約など				
カードの付帯保険	各カード会社の保険				
施設賠償責任保険(事業者向け)	業務活動中の事故に備えた保険				

福祉共済「けが」の補償(2000円・3000円・4000円コース)は、
ご家族全員の賠償事故を補償します!!

共済制度のお問い合わせ・お申込みは、最寄りの商工会まで